平成２６年（フ）第１３５号
愛知県犬山市大字羽黒字前川原10番地７
債務者　長屋多恵子
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１３号
三重県松阪市大足町741番地　メゾンドゆき　Ｂ―102
債務者　山究　幸雄
1　決定年月日時　平成26年６月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第１０９号
香川県さぬき市大川町富田西3096番地
債務者　神前　武宏
1　決定年月日時　平成26年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６５８号
福岡県大野城市雑餉隈町１丁目６番13号　グリーンアベニュー101号
債務者　百田伸一朗
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６７４号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲471番地６　ＪＧＭシュリアン篠栗314号
債務者　西園　公貴
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６８５号
福岡県朝倉市甘木302番地７　マイヴィレッジ彩Ｄ101号
債務者　小山紘美智
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６９６号
福岡市中央区谷２丁目13番５号
債務者　Ｓ．Ｄ．Ｓ．Ｓ．斬こと　山田　尚生
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７０３号
福岡市博多区上牟田１丁目５番７号
債務者　樫原　和敏
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７０４号
福岡市博多区上牟田１丁目５番７号
債務者　樫原　富子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７０６号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目18番40号　松本荘201号
債務者　井上　貞代
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７０８号
福岡市早良区次郎丸５丁目14番24―102号
債務者　江口　幸士（旧姓大久保）
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７１０号
福岡市南区花畑１丁目19番20号
債務者　田中千鶴子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７１２号
福岡市東区多の津５丁目１番８号
債務者　山田　昌邦
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７１６号
福岡市中央区天神２丁目14番８号　福岡天神センタービル４階
債務者　森　園子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７１７号
福岡県糸島市千早新田218番地22
債務者　下田　琢巳
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７２１号
福岡市城南区七隈５丁目４番18号
債務者　加藤　美子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７２３号
福岡市東区郷口町１番10号
債務者　谷口　　滿
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７２６号
福岡市中央区大宮２丁目６番19―1003号
債務者　山本　真理（旧姓鶴賀）
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部